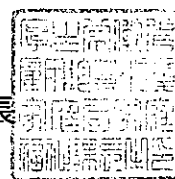




平成24年3月28日
雇児福発0328第1号
社援基発0328第1号
障障発第0328第1号
老高発0328第1号

都道府県
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

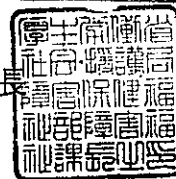
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長



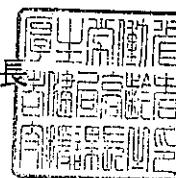
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長



厚生労働省老健局高齢者支援課長



「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用
及び指導について」の一部改正について

社会福祉法人の運営費（措置費）の取扱いについては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児福発第0312002号、社援基発第0312002号、障障発第0312002号、老計発第0312002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局計画課長連名通知）により行われているところであるが、今般、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の制定等に伴い、同通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとし、平成24年4月1日より適用することとしたので了知の上、管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図るようご配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであることを申し添える。

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導（課長通知）について

新	旧
<p> 雇用福発第0312002号 社援基発第0312002号 障障発第0312002号 老計発第0312002号 平成16年3月12日 </p> <p> 雇用福発0328第1号 社援基発0328第1号 障障発第0328第1号 老高発0328第1号 平成24年3月28日 </p>	<p> 雇用福発第0312002号 社援基発第0312002号 障障発第0312002号 老計発第0312002号 平成16年3月12日 </p>
<p> 都道府県 指定都市 中核市 民生主管部（局）長 殿 </p> <p> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局計画課長 </p> <p> 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における 運営費の運用及び指導について </p>	<p> 都道府県 指定都市 中核市 民生主管部（局）長 殿 </p> <p> 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 厚生労働省老健局計画課長 </p> <p> 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における 運営費の運用及び指導について </p>
<p> 標記については、平成16年3月12日雇発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「局長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の </p>	<p> 標記については、平成16年3月12日雇発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知（以下「局長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図るようお願いする。なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の </p>

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導（課長通知）について

新

規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社採施第40号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。

別紙

(問1) (略)

(問2) 局長通知の1の(3)にいう財産目録、貸借対照表及び収支計算書の公開は、社会福祉法人会計基準に基づく財務諸表によらなくてはならないのか。
また、財務諸表の公開は具体的にどのように行うのか。

(答) 1 財務諸表の公開については、情報公開に対応した簡潔、明瞭な社会福祉法人会計基準によることとしたところである。
従って、公開すべき計算書類は、平成23年7月27日雇児発0727第1号、社採発0727第1号、老発0727号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・保護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準1（以下「新会計基準」という。）第1章2により作成された財務諸表とする。

なお、経過的に平成26年度まで適用が可能な、平成12年2月17日社採第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・保護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の別紙「社会福祉法人会計基準1（以下「旧会計基準」という。）を適用する法人について、公開すべき計算書類は、旧会計基準第6条により作成された計算書類とし、医療型障害児入所施設及び助産施設は、病院会計準則により作成された財務諸表、授産施設については、授産施設会計基準により作成された計算書（養護老人ホームについては指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針により作成された計算書を含む。）をそれぞれ公開するものとする。

2 (略)

(問2) ~ (問4) (略)

(問5) 局長通知の1に「(4)にいうのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取扱うのか。

旧

規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法定受託事務を処理するに当たり、よるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い、平成5年3月19日社採施第40号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。

別紙

(問1) (略)

(問2) 局長通知の1の(3)にいう財産目録、貸借対照表及び収支計算書の公開は、社会福祉法人会計基準に基づく計算書類によらなくてはならないのか。
また、計算書類の公開は具体的にどのように行うのか。

(答) 1 計算書類の公開については、情報公開に対応した簡潔、明瞭な社会福祉法人会計基準によることとしたところである。
従って、公開すべき計算書類は、社会福祉法人会計基準第6条により作成された計算書類とし、平成16年度決算までに社会福祉法人会計基準に移行する法人にあっては、社会福祉法人経理規程準則により作成された計算書類を公開することによって当該要件を満たすものとして取扱って差し支えない。また、重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び助産施設は、病院会計準則により作成された財務諸表、授産施設については、授産施設会計基準により作成された計算書（養護老人ホームについては指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針により作成された計算書を含む。）をそれぞれ公開するものとする。

2 (略)

(問2) ~ (問4) (略)

(問5) 局長通知の1に「(4)にいうのみ要件を満たさない法人については、課長通知に定めるところによるもの」とあるが、どのように取扱うのか。

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導（課長通知）について

新

旧

<p>(答) 局長通知の1の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び利用者本位のサービス提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものである。</p> <p>しかしながら、同通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>なお、次の1及び2以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。</p> <p>1 運営費等の使途範囲について</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(答) 局長通知の1の要件を全て満たす法人について適正な事業運営及び利用者本位のサービス提供が確保されていると認められることから、当該弾力運用が認められるものである。</p> <p>しかしながら、同通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、利用者保護に係る取組みなどが不十分なことから、次のとおり取扱うものとする。</p> <p>なお、次の1及び2以外の取扱いについては、局長通知によるものとする。</p> <p>1 運営費等の使途範囲について</p> <p>(1) (略)</p>
<p>注1：措置費（運営費）等補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 授産施設 ・ 宿所提供施設 ・ 養護老人ホーム ・ <u>障害児入所施設</u> ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 情緒障害児短期治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 保育所 ・ 自立援助ホーム ・ フレミリーホーム ・ 婦人保護施設 ・ 軽費老人ホーム ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設 ・ 視聴覚障害者情報提供施設 <p>・ 社会事業授産施設</p>	<p>注1：措置費（運営費）等補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 授産施設 ・ 宿所提供施設 ・ 養護老人ホーム ・ 知的障害児施設 ・ <u>盲ろうあ児施設</u> ・ <u>肢体不自由児施設</u> ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 情緒障害児短期治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 保育所 ・ 自立援助ホーム ・ フレミリーホーム ・ 婦人保護施設 ・ 軽費老人ホーム ・ 障害者支援施設 ・ 身体障害者社会参加支援施設 ・ 視聴覚障害者情報提供施設 ・ 身体障害者福祉工場 ・ <u>知的障害者福祉工場</u> ・ 社会事業授産施設

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導（課長通知）について

新

旧

注2：在宅福祉事業を行うための事業

- ・ (略)
- ・ 「保育対策等促進事業の実施について」(平成20年6月9日雇児発第0609001号) 中別添1
- ・ 「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について」(平成23年9月30日雇児発第0930第1号) 中別添4(4)、(5)、(6)
- ・ 「児童家庭支援センターの設置運営について」(平成10年5月18日雇発第397号)
- ・ 「放課後子どもプログラム推進事業の実施について」(平成19年3月30日18文科生第587号・雇児発第0930039号) 中別添2(ただし、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。)
- ・ (略)

(2) 各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「各拠点区分」。以下同じ。)

において発生した運営費の運用収入について、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費の繰入れを認める範囲を、当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じるであろう運用収入(当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入)を限度とする。

なお、旧会計基準を適用する場合には、「各サービス区分(サービス区分を設けない場合は「各拠点区分」)」を「施設経理区分」と読み替えるものとする(以下同じ。)

(3) (略)

2 (略)

(問6)～(問8) (略)

(問9) 運用収入の独立行政法人福祉医療機構等に対する償還金及びその利息への充当並びに他のサービス区分(サービス区分を設けない場合は「拠点区分」。以下同じ。)への繰入れは、実際に利息額等が確定した時点ではなく、年度当初見込額で繰入れてもよいか。

(答) 運用収入は、当該年度内に確実に収納できると思われる運用収入額について、根拠を明確にした上で局長通知の3の(4)により、必要な額を充当又は繰入れて差し支えない。

注2：在宅福祉事業を行うための事業

- ・ (略)
- ・ 「保育対策等促進事業の実施について」(平成12年3月29日雇発第247号) 中別添1、5の3(1)
- ・ 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成9年6月5日雇発第396号) 中別添9
- ・ 「子育て短期支援事業の実施について」(平成15年6月18日雇児発第0618004号)
- ・ 「児童家庭支援センターの設置運営について」(平成10年5月18日雇発第397号)
- ・ 「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成10年4月9日雇発第294号)(ただし、本通知の適用を受ける施設は、児童館とする。)
- ・ (略)

(2) 施設経理区分において発生した運営費の運用収入について、施設の整備等に係る経費及び法人本部の運営に要する経費の繰入れを認める範囲を、当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費(人件費及び管理費)相当額から生じるであろう運用収入(当該年度の施設経理区分の収入決算額の事務費相当額を年間を通じて預け入れた場合に生じるであろう運用収入)を限度とする。

(3) (略)

2 (略)

(問6)～(問8) (略)

(問9) 運用収入の独立行政法人福祉医療機構等に対する償還金及びその利息への充当並びに他の施設経理区分への繰入れは、実際に利息額等が確定した時点ではなく、年度当初見込額で繰入れてもよいか。

(答) 運用収入は、当該年度内に確実に収納できると思われる運用収入額について、根拠を明確にした上で局長通知の3の(4)により、必要な額を充当又は繰入れて差し支えない。

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導（課長通知）について

新

この場合、年度末時点で結果的に繰入れ可能な額を上回って繰入れられている場合には、精算し各サービスマン区分へ戻すこととなる。
 なお、局長通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、本通知の間5により取扱うこととなるため、留意すること。

(削除)

旧

この場合、年度末時点で結果的に繰入れ可能な額を上回って繰入れられている場合には、精算し施設経理区分へ戻すこととなる。
 なお、局長通知の1の(4)の要件を満たしていない法人については、本通知の間5により取扱うこととなるため、留意すること。

(問10) 局長通知4の前期末支払資金残高について「当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とすること。」とはどういうことか。

(答) 今回の通知は今年度(平成16年度)運営費からの適用であるが、「当該年度の運営費(措置費)収入の30%以下の保有とすること。」とは、平成16年度決算時に計上されている当期末支払資金残高について、当該施設が平成16年度に受入れた措置費収入の30%以下であることをいう。

(問10) (略)

(問11) (略)

(問11) 局長通知の3の(4)及び4の(1)にいう「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(問12) 局長通知の3の(4)及び4の(1)にいう「法人本部の運営に要する経費」の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答) 1 運用収入及び前期末支払資金残高を法人本部の運営に要する経費として繰入れて支出できる対象経費は、法人本部の事務費であって、新会計基準に定める資金収支計算書の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。
 なお、旧会計基準を適用する場合において、運用収入及び前期末支払資金残高を法人本部の運営に要する経費として繰入れて支出できる対象経費は、法人本部の事務費であって、資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表の本部経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。

(答) 1 運用収入及び前期末支払資金残高を法人本部の運営に要する経費として繰入れて支出できる対象経費は、法人本部の事務費であって、社会福祉法人会計基準に定める資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表の本部経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。

2 (略)

2 (略)

(問12) 局長通知の3の(4)及び4の(3)にいう「同一法人が運営する公益事業のうち、事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等」とはどのような事業か。

(問13) 局長通知の3の(4)及び4の(3)にいう「同一法人が運営する公益事業のうち、事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業及び介護保険法に定める指定居宅サービス事業等」とはどのような事業か。

(答) 1 「事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営一体的に運営が行われる事業」については具体的に次のような事業をいう

(答) 1 「事業規模が小さく社会福祉事業を推進するために社会福祉施設の運営一体的に運営が行われる事業」については具体的に次のような事業をいう

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導（課長通知）について

新

旧

- (1) (略)
- (2) 障害者（児）の就業・生活支援、療育相談及び訪問入浴サービス等目的とする事業規模が小さく障害者（児）福祉事業を推進するために一体的に実施される事業

- (3) (略)
- 2、3 (略)
- (問13)～(問14) (略)

(問15) 局長通知の5の(2)にいう「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状態をいうのか。

- (答) 具体的には、次のような事例が考えられる。
- 1 当該法人内の他のサービス区分において補助金収入（措置費を含む。）の遅れ等により、資金不足を生じた場合
 - 2 当該法人内のサービス区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合
 - 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合
- なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であつて、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。

(問16) 局長通知の6の「法人の事業経営に係る指導監督について」の(2)において、新会計基準を適用している場合の、運営費を繰入れたサービス区分、拠点区分及び事業区分についての審査はどのように行うのか。

- (答) 各都道府県等が行う審査にあたっては、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」（平成23年7月27日雇児総発0727第3号、社撰基発0727第1号、障障発0727第2号、老総発0727第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害福祉部障害福祉課長、老健局長総務課長連名通知）に定められている別紙④「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」、別紙⑤「事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書」、別紙⑥「サービ

- (1) (略)
- (2) 障害者（児）の就業・生活支援、療育相談及び訪問入浴サービス等目的とする事業規模が小さく障害者（児）福祉事業（平成15年3月26日発第0326002号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知「身体障害者更生施設等における繰越金等の取扱い等について」の第1の4の(3)の①にいう「社会福祉法第2条第2項第2号、第4号及び第5号に規定する事業」、及び②にいう「社会福祉法第2条第3項第2号、第5号及び第6号に規定する事業」）を推進するために一体的に実施される事業
- (3) (略)
- 2、3 (略)
- (問14)～(問15) (略)

(問16) 局長通知の5の(2)にいう「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状態をいうのか。

- (答) 具体的には、次のような事例が考えられる。
- 1 当該法人内の他の施設管理区分において補助金収入（措置費を含む。）の遅れ等により、資金不足を生じた場合
 - 2 当該法人内の施設管理区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合
 - 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合
- なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であつて、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。

社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導（課長通知）について

新

旧

分間繰入金明細書』及び別紙⑩「サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書』についても併せて審査を行い、繰入れ及び貸付けの目的が妥当な内容かどうか、理事会において適正に審査が行われているかどうか、繰入限度額の超過の有無、繰入れられた運営費の用途等が適切な内容かどうかについて確認すること。

（問 17）局長通知の6の「法人の事業経営に係る指導監督について」の（2）において、旧会計基準を適用している場合の、運営費を繰入れた経理区分及び特別会計についての審査はどのように行うのか。

（問 17）局長通知の6の「法人の事業経営に係る指導監督について」の（2）の運営費を繰入れた経理区分及び特別会計についての審査はどのように行うのか。

（答） 各都道府県等が行う審査にあたっては、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 12 年 2 月 17 日社授施第 6 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・保健局企画課長、社会・保健局施設人村課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、社会・児童家庭局企画課長連名通知）に定められている別紙 3 の経理区分間及び会計単位間資金異動明細表についても併せて審査を行い、繰入れ目的が妥当な内容かどうか、理事会において適正に審査が行われているかどうか、繰入限度額の超過の有無、繰入れられた運営費の用途等が適切な内容かどうかについて確認すること。

（答） 各都道府県等が行う審査にあたっては、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 12 年 2 月 17 日社授施第 6 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・保健局企画課長、社会・保健局施設人村課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、社会・児童家庭局企画課長連名通知）に定められている別紙 3 の経理区分間及び会計単位間資金異動明細表についても併せて審査を行い、繰入れ目的が妥当な内容かどうか、理事会において適正に審査が行われているかどうか、繰入限度額の超過の有無、繰入れられた運営費の用途等が適切な内容かどうかについて確認すること。